

資料

大韓民国の憲法(五)

山本浩三監修
朴明欽訳

組織し、公聴会も開催し、五月一五日に憲法案を公表した。

一方、政府の方でも改憲の準備をはじめ、その主導権を国会と争うことになった。崔大統領はすでに一二月二一日に改憲の方向として「国家保衛を確固にして、権力濫用と腐敗を防止すとともに、国論分裂と社会混亂の素地を封鎖して、経済平衡を具現すること」を内容とすることを提示している。そして一九八〇年一月一八日に憲法改正案の大統領発議方針を発表し、翌日法制処に憲法研究班が創設された。この憲法研究班はヨーロッパの憲法制度の視察後、報告書を三月に提出している。そして三月一四日に憲法改正審議委員会が設けられ、ここに憲法改正にかかる政府の主導権が確立された。政府は憲法改正のために公聴会の開催を計画したが、国民の反対のためにこれを公表された。

国会においては一九八〇年一月に憲法改正審議特別委員会を

大韓民国の憲法(四)

とりやめた。国民は政府の計画する二元的執行権につよく反対していたのである。戒厳令解除の要求と政府の改憲案反対運動のため政局は混乱したが、大統領は非常戒厳令の拡大によって反対運動を制圧し、そのために国会の集会は不可能になり、学園は閉鎖された。

憲法改正審議委員会は五月一六日に要綱作成小委員会を作っている。この小委員会は精力的に活動し、八月四日までに一九回も会議を開いて、憲法の綱要・基本権・法院・経済条項などにかんする部分の審議を終えている。しかし基本的な権力構造にかんしては、全斗煥将軍が実権を掌握している国家保衛非常対策委員会と緊密な連絡の下に作成せざるをえず、ついに統治機構は大統領制とし、大統領を間接選挙によって選ぶことにした。このようにして前文と本文一三一条の要綱案が九月五日に作成された。

憲法改正審議委員会はその全体会議で要綱案の報告を聴いたのち、試案作成小委員会を設け、この小委員会の作成した試案を全体会議で九月九日憲法改正案として決定した。政府は国務會議で九月二六日、この改正案を政府案とすることを議決し、これを発議し、公示した。二〇日間以上の公告期間を経たのち一〇月二二日、憲法改正案が国民投票に付された。

国民投票の結果は、有権者二〇、三七三、八六九名、投票者

一九、四五三、九二六名（投票率九五・四八%）、賛成者一七、八二九、三五四名（九一・六%）であった。

政府は、一九八〇年一〇月二七日にこの憲法を公布し、即日施行することになった。これが第五共和国憲法である。

第五共和国憲法の枢要機関である大統領にはすでに一九八〇年八月二七日に統一主体国民会議で全斗煥将軍が「一代大統領に選出されていたが、憲法の規定にもとづき一九八一年二月一日に大統領選挙人団の選挙、二月二五日にこの選挙人団によって大統領選挙が行われ、民正党総裁の全斗煥候補が四、七五五票（得票率九〇・二%）の圧倒的多数で当選している。

この第五共和国憲法について金哲洙教授はつぎのように批評している。「第五共和国憲法は、憲法改正審議委員会要綱作成小委員会と起草小委員会の委員達が、各民間案と国会憲法改正特別委員会案を参考して制定したために良い点も多い。その中でも、基本権の天赋人権性を強調したことであるとか、新しい基本権を追加したことは、良い点だと言えよう。また大統領の単任制を規定して、大統領の緊急権を制限したこと、第四共和国憲法よりは、大きく発展したものだと言えよう。ただ、大統領の選挙を間接選挙にしたことだと、憲法委員会を存続させたこと、そして大統領に国会解散権を認定したことなどは、これからも論難される素地があると言える」。

- (1) 金哲洙編「立法資料教材・憲法(増補版)」に各憲法案が集録されている。
- (2) 金哲洙「韓国憲法の制定と改正経過小考」尹龍沢訳、二七一頁。
- (3) 国家保衛非常対策委員会については尹景徹「分断後の韓国政治」四一〇頁参照。
- (4) 金哲洙「前掲論文」二七五頁。

(山本浩三)

第一章 総 綱

第一条 大韓民国は民主共和国である。

② 大韓民国の主権は、国民にあり、すべての権力は、国民から由来する。

第二条 ① 大韓民国の国民の要件は、法律で定める。

② 在外国民は、國家の保護を受ける。

第三条 大韓民国の領土は、韓半島及び付属島嶼とする。

第四条 ① 大韓民国は、國際和平の維持に努力し、侵略的戦争を否認する。

② 国軍は、国家の安全保障及び国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とする。

第五条 ① 憲法によつて締結・公布された条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同一の効力を有する。

② 外国人に対しては、国際法及び条約に定めたところにより、その地位を保障する。

第六条 ① 公務員は、国民全体に対する奉仕者であり、国民に

対して責任を負う。

(2) 公務員の身分及び政治的中立性は、法律が定めるところにより、保障される。

第七条 ① 政党の設立は、自由であり、複数政党制は、保障される。

② 政党は、その組織及び活動が民主的でなければならず、国民の政治的意思形成に参与するに必要な組織を持たなければならない。

③ 政党は、法律が定めるところにより、国家の保護を受け、國家は、法律が定めるところにより、政党の運営に必要な資金を補助することができる。

④ 政党的目的又は活動が民主的基本秩序に違反するときには、政府は、憲法委員会にその解散を提訴することができ、政党は、憲法委員会の決定により、解散される。

第八条 国家は、伝統文化の継承・発展及び民族文化の暢達に努力しなければならない。

第二章 国民の権利及び義務

第九条 すべての国民は、人間としての尊厳及び価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人が有する不可侵犯の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。

④ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が

④ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が

とができる。

④ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が

⑤ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、法律が定めるところにより、適否の審査を法院に請求する権利を有する。

⑥ 被告人の自白が、拷問・暴行・脅迫・拘束の不当な長期化又は欺罔その他の方法により自己の意思で陳述されたものでないと認められるとき、又は正式裁判において被告人の自白が彼に不利な唯一の証拠であるときには、これを有罪の証拠とし又はこれを理由に処罰することができない。

第一二条 ① すべての国民は、行為時の法律により犯罪を構成しない行為については、訴追されず、同一の犯罪に対して重ねて処罰されない。

② すべての国民は、溯及立法により、參政権の制限又は財産権の剝奪を受けない。

③ すべての国民は、自己の行為ではない親族の行為により、不利益な処遇を受けない。

第一三条 すべての国民は、居住・移転の自由を有する。

第一四条 すべての国民は、職業選択の自由を有する。

第一五条 すべての国民は、住居の自由を侵害されない。住居に対する押収又は搜索には、検事の申請により、法官が發付した令状を提示しなければならない。

第一六条 すべての国民は、私生活の秘密及び自由を侵害され

第一〇条 ① すべての国民は、法の前に平等である。何人も、性別・宗教又は社会的身分により、政治的・経済的・社会的

・文化的生活のすべての領域において、差別を受けない。

② 社会的特殊階級の制度は、認められず、いかなる形態でも、これを創設することができない。

③ 獻章等の榮典は、これを受けた者にのみ効力があり、いかなる特権もこれに伴わない。

第一条 ① すべての国民は、身体の自由を有する。何人も、法律によらずしては、逮捕・拘禁・押収・検索・審問・処罰及び保安処分を受けず、刑の宣告によらずしては、強制労役を受けない。

② すべての国民は、拷問を受けず、刑事上自己に不利な陳述を強要されない。

③ 逮捕・拘禁・押収・検索には、検事の申請により、法官が発付した令状を提示しなければならない。但し、現行犯である場合及び長期三年以上の刑に該当する罪を犯して逃避又は証拠湮滅のおそれがあるときには、事後に令状を請求するこ

とができる。

④ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が

とができる。

④ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が

④ 何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が

とができる。

第一七条 すべての国民は、通信の秘密を侵害されない。

第一八条 すべての国民は、良心の自由を有する。

第一九条 ① すべての国民は、宗教の自由を有する。

② 国教は、認められず、宗教と政治は、分離される。

第二〇条 ① すべての国民は、言論・出版の自由及び集会・結社の自由を有する。

② 言論・出版は、他人の名譽若しくは権利又は公衆道德若しくは社会倫理を侵害してはならない。言論・出版が他人の名譽若しくは権利を侵害したときには、被害者は、これに対する被害の賠償を請求することができる。

第二一条 ① すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。

② 著作者・発明家及び芸術家の権利は、法律によって保護する。

第二二条 ① すべての国民の財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。

② 財産権の行使は、公共の福利に適合するようにしなければならない。

③ 公共の必要による財産権の收回・使用又は制限は、法律によつて行うが、補償を支給しなければならない。補償は、公益及び関係者の利益を正當に衡量して法律で定める。

第二三条 すべての国民は、二〇歳になれば、法律の定めると

じるにより、選挙権を有する。

第二四条 すべての国民は、法律が定めるところにより、公務担任権を有する。

①すべての国民は、法律が定めるところにより、國家機関に文書で請願する権利を有する。

②国家は、請願に対して審査する義務を負う。

第二六条 ①すべての国民は、憲法及び法律に定めた法官により、法律による裁判を受ける権利を有する。

②軍人又は軍務員ではない国民は、大韓民国の領域内では、重大的な軍事上の機密・哨兵・哨所・有害飲食物供給・捕虜・軍用物・軍事施設に関する罪のうち法律に定めた場合及び非常戒嚴が宣布され、又は大統領が法院の権限に関して非常措置をとった場合を除いては、軍法会議の裁判を受けない。

③すべての国民は、迅速な裁判を受ける権利を有する。刑事被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利を有する。

④刑事被告人は、有罪の判決が確定されるときまでは、無罪と推定される。

⑤国家は、生涯教育を振興しなければならない。

⑥学校教育及び生涯教育を含めた教育制度及びその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は、法律で定める。

⑦すべての国民は、勤労の権利を有する。国家は、社会的・経済的方法で、勤労者の雇傭の増進及び適正賃金の保障に努力しなければならない。

第二七条 刑事被告人として拘禁されていた者が、無罪判決を受けたときには、法律が定めるところにより、国家に正当な補償を請求することができる。

第二九条 ①すべての国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。

②すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。

③義務教育は、無償とする。

④教育の自主性・専門性及び政治的中立性は、法律が定めるところにより、保障される。

⑤国家は、生涯教育を振興しなければならない。

⑥学校教育及び生涯教育を含めた教育制度及びその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は、法律で定める。

⑦すべての国民は、勤労の権利を有する。国家は、社会的・経済的方法で、勤労者の雇傭の増進及び適正賃金の保障に努力しなければならない。

第三三条 すべての国民は、きれいな環境で生活する権利を有し、国家及び国民は、環境保全のために努力しなければならない。

第三四条 ①婚姻及び家族生活は、個人の尊厳及び両性の平等を基礎として成立し、維持されなければならない。

②すべての国民は、保健に関して国家の保護を受ける。

第三一条 ①勤労者は、勤労条件の向上のために、自主的な団結権・団体交渉権及び団体行動権を有する。但し、団体行動権の行使は、法律が定めるところによる。

②公務員である勤労者は、法律で認められた者を除いては、団結権・団体交渉権及び団体行動権を有することができない。

③国家・地方自治団体・国公営企業体・防衛産業体・公益事業体又は国民経済に重大な影響を及ぼす事業体に従事する勤労者の団体行動権は、法律が定めるところにより、これを制限し又は認めないことができる。

第三二条 ①すべての国民は、人間らしい生活を営む権利を有する。

②国家は、社会保障・社会福祉の増進に努力する義務を負う。③生活能力がない国民は、法律が定めるところにより、国家の保護を受ける。

第二八条 ①公務員の職務上の不法行為によって損害を受けた国民は、法律が定めるところにより、国家又は公共団体に正当な賠償を請求することができる。しかし、公務員自身の責任は、免除されない。

②軍人・軍務員・警察公務員その他法律で定める者が、戦闘・訓練等の職務執行と関連して受けた損害に対しては、法律が定める報償の外に、国家又は公共団体に公務員の職務上の不法行為による賠償は、請求することができない。

第二九条 ①すべての国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。

②すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。

③義務教育は、無償とする。

④教育の自主性・専門性及び政治的中立性は、法律が定めるところにより、保障される。

⑤国家は、生涯教育を振興しなければならない。

⑥学校教育及び生涯教育を含めた教育制度及びその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は、法律で定める。

⑦すべての国民は、勤労の権利を有する。国家は、社会的・経済的方法で、勤労者の雇傭の増進及び適正賃金の保障に努力しなければならない。

第三〇条 ①すべての国民は、勤労の権利を有する。国家は、社会的・経済的方法で、勤労者の雇傭の増進及び適正賃金の保障に努力しなければならない。

第三六条 すべての国民は、法律が定めるところにより、納稅の義務を負う。

第三七条 ①すべての国民は、法律が定めるところにより、国防の義務を負う。

②何人も、兵役義務の履行で不利益な処遇を受けない。

第三章 政 府

第一節 大統領

第三八条 ①大統領は、国家の元首であり、外国に対して国家

を代表する。

②大統領は、国家の独立・領土の保全・国家の継続性及び憲法を守護する責務を負う。

③大統領は、祖国の平和的統一のための誠実な義務を負う。

④行政権は、大統領を首班とする政府に属する。

第三九条 ①大統領は、大統領選挙人団において、無記名投票で選挙する。

②大統領に立候補しようとする者は、政党の推薦又は法律が定める数の大統領選挙人の推薦を受けなければならない。

③大統領選挙人団において、在籍大統領選挙人の過半数の賛成を得た者を大統領当選者とする。

④第三項の得票者がないときには、二次投票を行い、二次投票にも第三項の得票者がないときには、最高得票者が一人であれば、最高得票者及び次点者に対し、最高得票者が二人以上であれば、最高得票者に対し、決選投票を行うことによって、多數得票者を大統領当選者とする。

⑤大統領の選挙に関する事項は、法律で定める。

第四〇条 ①大統領選挙人団は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選出された大統領選挙人で構成する。

②大統領選挙人の数は、法律で定めるが、五、〇〇人以上とする。

③大統領選挙人は、現行犯人である場合を除いては、逮捕又は拘禁されない。

④大統領選挙人は、政党に所属することができる。

⑤大統領選挙人は、その身分を有する。

第四一条 ①大統領選挙人に選出されることができる者は、国會議員の被選挙権があり、選挙日現在三〇歳に達しなければならない。但し、国会議員及び公務員は、大統領選挙人にならぬことができる。

②大統領選挙人は、現行犯人である場合を除いては、逮捕又は拘禁されない。

第四二条 大統領に選挙されることができる者は、国会議員の被選挙権があり、選挙日現在継続して五年以上国内に居住しない。

第四三条 ①大統領の任期が満了するときには、大統領選挙人団は、遅くとも任期満了三〇日前に後任者を選挙する。

②大統領が欠けたときには、新たに大統領選挙人団を構成し、三月以内に後任者を選挙する。

第四四条 大統領は、就任に際し、次の宣誓を行う。

「私は、憲法を遵守し國家を保衛し、民族文化の発展並びに国民の自由及び福利の増進に努力し、祖国の平和的統一のために、大統領として職責を誠実に遂行することを、国民の前に厳肅に宣誓します。」

第四五条 大統領の任期は、七年とし、重任することができない。

第四六条 大統領が欠けたとき又は事故により職務を遂行することができないときには、國務総理、法律に定めた國務委員の順位で、その権限を代行する。

第四七条 大統領は、必要であると認めるときには、外交・国防・統一その他國家安危に関する重要政策を國民投票に付すことができる。

第四八条 大統領は、條約を締結・批准し、外交使節を信任・接受又は派遣し、宣戰布告及び講和を行う。

第四九条 ①大統領は、憲法及び法律が定めるところにより、國軍を統帥する。

②國軍の組織及び編成は、法律で定める。

第五〇条 大統領は、法律において具体的に範囲を定めて委任された事項及び法律を執行するために、必要な事項に關して大統領令を發することができる。

第六六条 ①国政の重要な事項に関する大統領の諮問に応じるために、国家元老で構成される国政諮問会議を置くことができる。

②国政諮問会議の議長は、前大統領がなる。但し、前大統領がないときは、大統領が指名する。

③国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

④国政諮問会議の審議に先立ち、大統領の諮問に応じるために、国家元老で構成される国政諮問会議を置くことができる。

⑤国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑥国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑦国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑧国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑨国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑩国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑪国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑫国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑬国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑭国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑮国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑯国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑰国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑱国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑲国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

⑳国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

㉑国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

㉒国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

㉓国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

㉔国政諮問会議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

法律又は大統領令の委任若しくは職權で總理令若しくは部令を発することができる。

第七一条 行政各部の設置・組織及び職務範囲は、法律で定めることとする。

第四款 監査院

第七十二条 国家の歳入・歳出の決算、国家及び法律に定めた団体の会計検査並びに行政機関及び公務員の職務に関する監察を行うために、大統領所属の下に監査院を置く。

第七十三条 ①監査院は、院長を含む五人以下の監査委員で構成する。

②院長は、国会の同意を得て大統領が任命し、その任期は、四年とし、一度に限り重任することができます。

③院長が欠けた場合に任命された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

④監査委員は、院長の提議で大統領が任命し、その任期は、四年とし、一度に限り重任することができます。

第七十四条 監査院は、歳入・歳出の決算を毎年検査して、大統領及び次年度の国会にその結果を報告しなければならない。

第七十五条 監査院の組織・職務範囲・監査委員の資格・監査対象公務員の範囲その他必要な事項は、法律で定める。

第三款 行政各部

第六九条 行政各部の長は、國務委員の中から國務總理の提議で、大統領が任命する。

第七〇条 國務總理又は行政各部の長は、所管事務に関する法律で定める。

第四章 国 会

第七六条 立法権は、国会に属する。

第七七条 ①国会は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出された議員で構成する。

②国会議員の数は、法律で定めるが、二〇〇人以上とする。

③国会議員の選挙区及び比例代表制その他選挙に関する事項は、法律で定める。

④国会議員の任期は、四年とする。

⑤国会議員は、法律が定める職を兼ねることができない。

⑥国会議員は、法律が定める職を兼ねることができない。

⑦国会議員は、法律が定める職を兼ねることができない。

⑧国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑨国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑩国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑪国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑫国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑬国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑭国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

⑮国会議員は、法律が定める職を兼ねことができない。

とができる。

第八三条 ①国会の定期会は、法律が定めるところにより、毎年一回集会され、国会の臨時会は、大統領又は国会在籍議員の三分の一以上の要求により、集会される。

②国会議員が会期前に逮捕又は拘禁されたときには、現行犯人ではない限り、国会の要求があれば、会期中釈放される。

③国会議員の選挙区及び比例代表制その他選挙に関する事項は、これに算入しない。

④大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

⑤大統領の要求により集会された臨時会では、政府が提出した議案に限り処理し、国会は、大統領が集会要求時に定めた期間に限り、開会する。

⑥大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

⑦大統領の要求により集会された臨時会では、政府が提出した議案に限り処理し、国会は、大統領が集会要求時に定めた期間に限り、開会する。

⑧大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

⑨大統領の要求により集会された臨時会では、政府が提出した議案に限り処理し、国会は、大統領が集会要求時に定めた期間に限り、開会する。

⑩大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

⑪大統領の要求により集会された臨時会では、政府が提出した議案に限り処理し、国会は、大統領が集会要求時に定めた期間に限り、開会する。

⑫大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

⑬大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

⑭大統領が臨時会の集会を要求するときには、期間及び集会要求の理由を明示しなければならない。

②公開しない会議の内容は公表されなければならない。

第八七条 国会に提出された法律案その他の議案は、会期中に議決されないという理由で廃棄されない。但し、国會議員の任期が満了し、又は国会が解散されたときには例外とする。

第八八条 国會議員及び政府は、法律案を提出することができると。

第八九条 ①国会で議決された法律案は、政府に移送され、一五日以内に大統領が公布する。

②法律案に異議があるときは、大統領は、第一項の期間内に異議書を付して国会に還付し、その再議を要求することができる。国会の閉会中も、同じである。

③大統領は、法律案の一部について、又は法律案を修正し、再議を要求することができない。

④再議の要求があるときには、国会は、再議に付し、在籍議員の過半数の出席及び出席議員三分の二以上の賛成で前と同じ議決を行えば、その法律案は、法律として確定される。

⑤大統領が、第一項の期間内に公布又は再議の要求をしなかつたときにも、法律案は、法律として確定される。

⑥大統領は、第四項及び第五項の規定により確定された法律を、遅滞なく公布しなければならない。第五項により法律が確定された後又は第四項による確定法律が政府に移送された後五

日以内に大統領が公布しないときには、国會議長がこれを公布する。

⑥法律は、特別な規定がない限り、公布した日から二〇日を経過することによって効力を発生する。

第九〇条 ①国会は、国家の予算案を審議・確定する。

②政府は、会計年度毎に予算案を編成し、会計年度開始九〇〇日前までに国会に提出し、国会は、会計年度開始三〇日前まで、これを議決しなければならない。

③新しい会計年度が開始されるまでに予算案が議決されなかつたときには、政府は、国会で予算案が議決されるときまで、次の目的のための経費は、前年度予算に準じて、執行することができる。

一、憲法又は法律により設置された機関又は施設の維持・経営

二、法律上の支出義務の履行

三、すでに予算で承認された事業の継続

第九一条 ①一会計年度を超えて継続して支出する必要があるときには、政府は、年限を定めて、継続費として国会の議決を得なければならない。

②予備費は、総額で国会の議決を得なければならない。予備費の支出は、次期国会の承認を得なければならない。

はその委員会に出席して国政処理状況を報告し、又は意見を陳述し、質問に応答することができる。

第九三条 国会は、政府の同意なしに、政府が提出した支出予算各項の金額を増加し、又は新たな費目を設置することができない。

第九四条 ①国債を募集し、又は予算外に国家の負担となる契約を締結しようとするときには、政府は、あらかじめ国会の議決を得なければならない。

第九五条 租税の種目及び税率は、法律で定める。

第九六条 ①国会は、相互援助若しくは安全保障に関する条約、重要な国際組織に関する条約、友好通商航海条約、主権の制約に関する条約、講和条約、国家若しくは国民に重大な財政的負担を負わせる条約又は立法事項に関する条約の締結・批准に対する同意権を有する。

②宣戰布告、国軍の外国への派遣又は外國軍隊の大韓民国領域内における駐留に対しても、国会は、同意権を有する。

第九七条 国会は、特定の国政事案に関して調査することができる。それに直接関連した書類の提出、証人の出席及び証言又是意見の陳述を要求することができる。但し、裁判及び進行中である犯罪捜査・訴追に干渉することができない。

第九八条 ①国務総理・国務委員又は政府委員は、国会若しく

②第一項の解任議決は、国会在籍議員三分の一以上の発議により、国会在籍議員過半数の賛成がなければならない。

③第二項の議決があるときには、大統領は、国務総理又は当該国務委員を解任しなければならない。但し、国務総理に対する解任議決があるときには、大統領は、国務総理及び国務委員全員を解任しなければならない。

第一〇〇条 ①国会は、法律に抵触しない範囲内で、議事及び内部規律に関する規則を制定することができる。

②国会は、議員の資格を審査し、議員を懲戒することができる。③議員を除名しようとする場合は、国会在籍議員三分の二以上

④第二項及び第三項の処分に対しては、法院に提訴することができない。

第一〇一条 ①大統領・國務總理・國務委員・行政各部の長・憲法委員会委員・法官・中央選挙管理委員会委員・監査委員その他法律に定めた公務員が、その職務執行において、憲法又は法律を違反したときには、国会は、弾劾の訴追を議決することができる。

②第一項の弾劾訴追は、国会在籍議員三分の一以上の発議がなければならず、その議決は、国会在籍議員過半数の賛成がなければならない。但し、大統領に対する弾劾訴追は、国会在籍議員過半数の発議及び国会在籍議員の三分の二以上の賛成がなければならない。

③弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾決定があるときまで、その権限行使が停止される。

④弾劾決定は、公職から罷免することとどまる。しかし、これによつて民事上又は刑事上の責任は、免除されない。

⑤弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾決定があるときまで、その権限行使が停止される。

⑥弾劾決定は、公職から罷免することとどまる。しかし、これによつて民事上又は刑事上の責任は、免除されない。

⑦弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾決定があるときまで、その権限行使が停止される。

⑧弾劾決定は、公職から罷免することとどまる。しかし、これによつて民事上又は刑事上の責任は、免除されない。

⑨弾劾訴追の議決を受けた者は、弾劾決定があるときまで、その権限行使が停止される。

⑩弾劾決定は、公職から罷免することとどまる。しかし、これによつて民事上又は刑事上の責任は、免除されない。

第五章 法院

第一〇二条 ①司法権は、法官で構成された法院に属する。

②法院は、最高法院である大法院及び各級法院で組織される。

③法官の資格は、法律で定める。

④法官の資格は、法律で定める。

第一一一条 ①軍事裁判を管轄するために、特別法院として軍法會議を置くことができる。

②軍法會議の上告審は、大法院で管轄する。

③軍法會議の組織・権限及び裁判官の資格は、法律で定める。

④非常戒嚴下の軍事裁判は、軍人・軍務員の犯罪又は軍事に関する間諜罪の場合及び噴兵・噴所・有害飲食物供給・捕虜に關する罪のうち、法律に定める場合に限り、單審で行うことができる。

⑤命令・規則・処分が憲法又は法律に違反するか否かが、裁判の前提となつた場合には、大法院は、これを最終的に審査する権限を有する。

⑥裁判の前審手続として、行政裁判を行うことができる。行政審判の手続は、法律で定めるが、司法手続が準用されなければならない。

第六章 憲法委員会

第一一二条 ①憲法委員会は、次の事項を審判する。

一、法院の提議による法律の違憲の可否

二、弾劾

三、政党の解散

②憲法委員会は、九人の委員で構成し、委員は、大統領が任命する。

③第二項の委員のうち、三人は国会で選出する者を、三人は大法院長が指名する者を、任命する。

④憲法委員会の委員長は、委員の中から、大統領が任命する。

⑤憲法委員会の任期は、六年とし、法律が定めるところにより、連任することができる。

第一〇三条 ①大法院に、部を置くことができる。

②大法院に、行政・租税・労働・軍事等を専担する部を置くことができる。

③大法院に、大法院判事を置く。但し、法律が定めるところにより、大法院判事ではない法官を置くことができる。

④大法院及び各級法院の組織は、法律で定める。

第一〇四条 法官は、憲法及び法律により、その良心に従い、独立して審判する。

第一〇五条 ①大法院長は、国会の同意を得て、大統領が任命する。

②大法院判事は、大法院長の提議により、大統領が任命する。

③大法院長及び大法院判事ではない法官は、大法院長が任命する。

第一〇六条 ①大法院長の任期は、五年とし、重任することができる。

②大法院判事の任期は、五年とし、法律が定めるところにより、連任することができる。

③大法院長及び大法院判事ではない法官の任期は、一〇年とし、法律が定めるところにより、連任することができる。

④法官の停年は、法律で定める。

第一〇七条 ①法官は、弾劾又は刑罰によらずしては罷免されない。

②大法院判事の任期は、五年とし、法律が定めるところにより、連任することができる。

③大法院長及び大法院判事ではない法官の任期は、一〇年とし、法律が定めるところにより、連任することができる。

④法官の停年は、法律で定める。

第一一一条 ①軍事裁判を管轄するために、特別法院として軍法會議を置くことができる。

②軍法會議の上告審は、大法院で管轄する。

③軍法會議の組織・権限及び裁判官の資格は、法律で定める。

④非常戒嚴下の軍事裁判は、軍人・軍務員の犯罪又は軍事に関する間諜罪の場合及び噴兵・噴所・有害飲食物供給・捕虜に關する罪のうち、法律に定める場合に限り、單審で行うことができる。

⑤命令・規則・処分が憲法又は法律に違反するか否かが、裁判の前提となつた場合には、大法院は、これを最終的に審査する権限を有する。

⑥裁判の前審手続として、行政裁判を行うことができる。行政審判の手続は、法律で定めるが、司法手続が準用されなければならない。

第六章 憲法委員会

第一一二条 ①憲法委員会は、次の事項を審判する。

一、法院の提議による法律の違憲の可否

二、弾劾

三、政党の解散

②憲法委員会は、九人の委員で構成し、委員は、大統領が任命する。

③第二項の委員のうち、三人は国会で選出する者を、三人は大法院長が指名する者を、任命する。

④憲法委員会の委員長は、委員の中から、大統領が任命する。

⑤憲法委員会の任期は、六年とし、法律が定めるところにより、連任することができる。

(2) 憲法委員会委員は、政党に加入し、又は政治に関与することができない。

(3) 憲法委員会委員は、弾劾又は刑罰によらずしては罷免されない。

(4) 憲法委員会委員の資格は、法律で定める。

第一一四条 (1) 憲法委員会で法律の違憲決定、弾劾の決定又は政黨解散を行うときには、委員六人以上の賛成がなければならぬ。

(2) 憲法委員会の組織及び運営その他必要な事項は、法律で定める。

第一一五条 (1) 選挙及び国民投票の公正な管理及び政党に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

(2) 中央選挙管理委員会は、大統領が任命する三人、国会で選出する三人及び大法院長が指名する三人の委員で構成する。委員長は、委員の中で互選する。

(3) 委員の任期は、五年とする。

(4) 委員は、政党に加入し、又は政治に関与することができない。

(5) 委員は、弾劾又は処罰によらずしては罷免されない。

(6) 中央選挙管理委員会は、法令の範囲の内で、選挙管理・国民

第七章 選挙管理

第一一六条 (1) 各級選挙管理委員会は、選挙人名簿の作成等の選挙事務に関し、関係行政機関に必要な指示を行なうことができる。

(2) 第一項の指示を受けた当該行政機関は、これに応じなければならぬ。

第一一七条 (1) 選挙運動は、各級選挙管理委員会の管理の下に、法律が定める範囲の内で行われるが、均等な機会が保障されなければならない。

(2) 選挙に関する経費は、法律が定める場合を除いては、政党又は候補者に負担させることができない。

第一一八条 (1) 地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲の内で、自治に関する規定を制定することができる。

(2) 地方自治団体の種類は、法律で定める。

第一一九条 (1) 地方自治団体に、議会を置く。

(2) 地方議会の組織・権限・議員選挙及び地方自治団体の長の選

任方法その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める。

のとれた利用・開発及び保全のために、法律が定めるところにより、それに関する必要な制限及び義務を課すことができる。

第九章 経済

第一二〇条 (1) 大韓民国の経済秩序は、個人の経済上の自由及び創意を尊重することを基本とする。

(2) 国家は、すべての国民に生活の基本的需要を充足させる社会正義の実現及び均衡のとれた国民経済の發展のため、必要な範囲内で、経済に関する規制及び調整を行う。

(3) 独寡占の弊害は、適切に規制・調整する。

第一二一条 (1) 鉱物その他重要な地下資源・水産資源・水力及

び経済上利用することができる自然力は、法律が定めるところにより、一定の期間、その採取・開発又は利用を特許することができる。

(2) 国土及び資源は、国家の保護を受け、国家は、均衡のとれた開発及び利用のため、必要な計画を樹立する。

第一二二条 農地の小作制度は、法律が定めるところにより、禁止される。但し、農業生産性の向上及び農地の合理的な利用のための貸貸借及び委託経営は、法律が定めるところにより認められる。

第一二三条 国家は、農地及び山地その他国土の効率的で均衡

開発のため、必要な計画を樹立する。

第一二四条 (1) 国家は、農民・漁民の自助を基盤とする農漁村開発のために、必要な計画を樹立し、地域社会の均衡のとれた発展を期する。

(2) 国家は、中小企業の事業活動を保護・育成しなければならない。

(3) 国家は、農民・漁民及び中小企業の自助組織を育成しなければならず、その政治的中立性を保障する。

第一二五条 国家は、健全な消費行為を啓導し、生産品の品質向上を促求するための消費者保護運動を、法律が定めるところにより、保障する。

第一二六条 国家は、対外貿易を育成し、これを規制・調整することができる。

第一二七条 国防上又は国民経済上緊密な必要により、法律に定めた場合を除いては、私営企業を国有若しくは公有に移転し、又はその経営を統制若しくは管理することができない。

第一二八条 (1) 国家は、国民経済の発展に努力し、科学技術を暢達・振興しなければならない。

(2) 国家は、国家標準制度を確立する。

③大統領は、第一項の目的を達成するために、必要な諮問機構を置くことができる。

第一〇章 憲法改正

第一二九条 ①憲法改正は、大統領又は国会在籍議員過半数の発議で提案される。

②大統領の任期延長又は責任変更のための憲法改正は、その憲法改正提案当時の大統領に対しては、効力がない。

第一三〇条 提案された憲法改正案は、大統領が二〇日以上の期間これを公告しなければならない。

第一三一条 ①国会は、憲法改正案が公告された日から六〇日以内に議決しなければならず、国会の議決は、在籍議員三分の二以上の賛成を得なければならない。

②憲法改正案は、国会が議決した後三〇日以内に国民投票に付し、国會議員選挙権者の過半数の投票及び投票者の過半数の賛成を得なければならない。

③憲法改正案が第二項の賛成を得たときには、憲法改正は確定され、大統領は、直ちに公布しなければならない。

④憲法施行のための大統領選挙は、大統領が二〇日以上の期間これを公告しなければならない。

第一条 この憲法は、公布した日から施行する。

附 則

法律を制定することができる。

第七条 新しい政治秩序の確立のために、この憲法施行と同時に、この憲法施行当時の政党は、当然に解散される。但し、遅くともこの憲法による最初の大統領選挙日三月以前までは、新しい政党の設立が保障される。

第八条 ①この憲法により選挙方法又は任命権者が変更された公務員及び大法院長・大法院判事・監査院長・監査委員・憲法委員会委員は、この憲法により後任者が選任されるときまで、その職務を行い、この場合、前任者の公務員の任期は、後任者が選任される前日までとする。

②この憲法のうち公務員の任期又は責任制限に関する規定は、この憲法により、その公務員が最初に選出又は任命されたときから適用する。

第九条 この憲法施行当時の法令及び条約は、この憲法に違反しない限り、その効力を持続する。

第一〇条 この憲法による地方議会は、地方自治団体の財政自立度を勘案して順次に構成するが、その構成時期は、法律で定める。

第二条 この憲法による最初の大統領及び国會議員の選挙は、一九八一年六月三〇日までに施行する。

第三条 この憲法施行当時の大統領の任期は、この憲法による最初の大統領が選出されると同時に終了する。

第四条 憲法施行と同時に、この憲法施行当時の統一主体国民会議は廃止され、その代議員の任期も終了する。

第五条 ①この憲法施行当時の国會議員の任期は、この憲法施行と同時に終了する。

②この憲法によって選挙された最初の国會議員の任期は、国会の最初の集会日から開始する。

第六条 ①国家保衛立法会議は、この憲法による国会の最初の集会日前日まで存続し、この憲法施行日からこの憲法による国会の集会日前日まで、国会の権限を代行する。

②国家保衛立法会議は、各界の代表者で構成するが、その組織及び運営その他必要な事項は、法律で定める。

③国家保衛立法会議が制定した法律及びこれに従い行われた裁判及び予算その他の処分等は、その効力を持続し、この憲法その他の理由で提訴し、又は異議を行うことができない。

④国家保衛立法会議は、政治風土の刷新及び道義政治の具現のために、この憲法施行日以前の政治的又は社会的腐敗若しくは混亂に著しい責任がある者に対する政治活動を規制する法